

8月は人権強調月間

8月は人権強調月間です。人権について考えるきっかけとして、公益財団法人 世界人権問題研究センター理事長の坂元茂樹さんから「平和と人権」をテーマに寄稿していただきました。この機会に、皆さんも人権について考えてみましょう。

が平和に対する脅威、平和の破壊、侵略行為があつたと認定し（同39条）、そのような行為を行つた国にする軍事的措置を決定した合のみです（同42条）。たゞ、軍事的措置への参加は意です。

ロシアは、その周辺国へ軍事介入に際して、しばし自国民であるロシア系住民保護を名目に自衛権に基づく武力行使を行つてきました。今回、ロシアはまったく事無根のドネツク州とルガンスク州のロシア系住民への集殺害（ジエノサイド）を理とした自衛権に基づく武力行使だと自らの行為を正当化しています。

で採択されました。国際社会は、ロシアによる力による現状変更の試みに対し明確に「否」を突きつけました。

■恐怖からの自由としての平和

は、第2次世界大戦後に我々が築き上げてきた国際秩序が公然と挑戦を受けた日として記憶されるでしょう。

ロシアによるウクライナ侵攻により、約4千2百万人のウクライナの人口の4分の一に当たる1千万人が避難を強制され、約3339万人が国外に逃れ、650万人が国内避難民となりました。これらの人々が、恐怖および欠乏からの自由を奪われていることは言うまでもありません。戦争であっても無秩序ではないのです。ロシア軍のウクライナにおける軍事行動は、あたか

権宣言（昭和23年）は「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義および平和の基礎をなすものである」（前文）と述べて、人権の保障が平和の基礎であると位置づけました。ロシアでは、表現や集会の自由の行使である反戦アモラヌ弾圧される人権状況下にあります。

プーチン大統領は、あろうことか核兵器の使用さえもほのめかしています。われわれ日本人は、毎年8月6日の広島と9日の長崎の原爆の日

自由は「奪い得ない権利」

恐怖からの自由

平和を願い默とうを

昭和20年8月6日午前8時15分、広島に原子爆弾が投下され、9日午前11時2分、長崎に原子爆弾が投下されました。終戦から今年で77年。多くの犠牲者のご冥福と世界恒久平和を祈念するため、次の日時に1分間の黙とうをお願いします。

■広島被爆の時 8月6日（土）午前8時15分

■長崎被爆の時 8月9日（火）午前11時2分

■終戦の日 8月15日（月）正午

平和と人権について考える



(公財)世界人権問題研究センター理事長
神戸大学名誉教授、法学博士(神戸大学)。
国際法学会代表理事、国際人権法学会理事長
などを歴任。現在は(公財)人権教育啓発研究会
進センター理事長、内閣官房アイヌ政策推進
会議委員、最高検察庁参与なども務める。

の行為は国連憲章24条4項に違反するとして、ウクライナに対する武力行使を即時に停止することを求める決議案が提出されました。常任理事国であるロシアの拒否権の行使により、この決議案は採択されませんでした。

拒否権のない国連総会に移され、国連緊急特別総会が開催されました。緊急特別総会が開催されるのは、長い国連の歴史の中でも11回だけです。3月2日、同特別総会は「ウクライナに対する侵略」と題する決議を賛成141、反対

演説（昭和10年）です。彼はこの演説の中で、軍縮などの国も隣国へ侵略行為を行わないことを内容とする「恐怖から自由」を人間の主要な自由の一つとして提起しました。

も戦争が無秩序な法状態であるかのようですが、彼らの行為は国際人道法に違反する明白な戦争犯罪であり、その行為に責任を負う者を不処罰に終わらせてはなりません。もし、それを許せば、国際法はその存在意義を失うからです。

■平和と人権の関係

に過去の原爆の惨禍を想起し、原爆によって戦争は早期に終結させることができたと考える加害国の人たちに、原爆や核兵器の悲惨さを想起するよう語りかけています。日本人は原爆や核兵器の廃止は、人類の課題であるとして普遍化されたメッセージを発信しています。それゆえに、原爆資料館は米国のオバマ前大統領やローマ法王が訪れる施設になっています。

令和5年10月から導入される消費税の適格請求書等保存方式（コンボイス制度）の説明会が開催されます。事前予約制となりますので、参加希望者は、開催日前日午後5時までに宇治税務署に電話で予約してください。

※コロナ禍の状況を踏まえ、開催中止とする場合や、予約の申込み状況などによっては、ご希望に添えない場合があります。

消費税インボイス制度説明会のお知らせ

開催日	時 間	内 容	定 員	場 所
8月12日(金)				
8月26日(金)	午前10時～11時 または 午後2時～3時	①インボイス制度説明会 ②登録申請相談会	各回とも20人 ※参加無料	宇治市大久保町井ノ尻60-3 (宇治税務署別館大会議室) ※ご来場の際は公共交通機関 をご利用ください。
9月9日(金)				
9月22日(木)				

※8月26日(金)の午後2時～3時と9月22日(木)の午前10時～11時のインボイス制度説明会は、消費税の仕組みから知りたい人向けの内容としています。

市税等の納付は便利な口座振替のご利用を

市・府民税（第2期分）、国民健康保険料（第3期分）の納期限は8月31日（水）です。納期限までに市税等取扱金融機関やコンビニ、スマホ決済（PayPay、LINE Pay）、市役所で納

付してください。また、口座振替をご利用の人は残高の確認をお願いします。

書を市税等取扱金融機関（市外の金融機関には同依頼書がない場合あり）や税務課へ提出してください。
※ゆうちょ銀行をご利用の場合は、直接ゆうちょ銀行へお申し込みください。

- 納期限が過ぎた市税等は
京都地方税機構へ移管
納期限までに納付がない場合は、督促状
(督促手数料100円を加算)を送付し、京都府と京都市を除く府内25市町村で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します

間稅務課收納係 (983-2481)